

令和6年第1回土幌町議会臨時会会議録

1 議事日程第1号

1月26日（金曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

日程番号3 議案第1号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

日程番号4 議案第2号 令和5年度土幌町一般会計補正予算（第10号）

日程番号5 議案第3号 令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
（第4号）

2 出席議員（12名）

1番	中村 貢	2番	森本 真隆	3番	山中 明裕	5番	矢坂 賢哉
6番	牧野 圭司	7番	大西 米明	8番	西山 伸宏	9番	伊藤 健蔵
10番	成田 哲也	11番	曾我 弘美	12番	秋間 紘一	13番	河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	代表監査委員	佐藤 宣光
教育長	土屋 仁志		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	佐藤 慶岩	建設課長	上山 英樹
道路維持担当課長	若原 裕	特老施設長	齊藤 英雄
幼児教育課長	角田 淳二		

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長	川岸 滋一	給食センター長	加納 正信
------	-------	---------	-------

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	藤内 和三	総務係長	長岡 直美
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	河口議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから令和6年第1回土幌町議会臨時会を開会します。
1		これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、大西米明議員及び8番、西山伸宏議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (な し) 異議なしと認めます。 会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりです。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。
3		これで諸般の報告を終わります。 日程第3、議案第1号「土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第1号「土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案」について、説明をいたします。 この改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が公布され、戸籍証明の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、規程の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。この改正により、本籍地が土幌町以外の市区町村の方の戸籍または除籍に記録された事項を証明する戸籍証明書等の広域交付制度が始まることで、電子化された戸籍・除籍謄本が全国の市町村窓口で取得できるようになります。 また、新たに追加となる戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提

示することにより、添付する必要な紙の戸籍提出が省略でき、町民の利便性に資することとなります。

なお、広域交付は令和6年3月1日から施行となりますが、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の交付については、まだ国から具体的な運用など示されておらず、行政機関における制度整備、システムの整備等が必要となる関係上、早くとも令和6年度末から本格運用となる予定でございます。

それでは説明資料の1ページを御覧願います。

新旧対照表は2ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。

主な改正内容ですが、(1)で戸籍謄本等の広域交付に伴い、「戸籍（除籍）の全部事項証明書若しくは個人事項証明書」という表記を、「戸籍（除籍）証明書」に改め、広域交付に係る手数料は、戸籍謄本等の交付手数料と同額といたします。

次に(2)では、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（パスワード）の発行事務に係る手数料を、総務省が示す基準額に基づき新たに追加し、①の戸籍電子証明書提供用識別符号の交付は、1件当たり手数料400円。②の除籍電子証明書提供用識別符号の交付は、1件当たり手数料700円といたします。

なお、マイナンバーカード所有者利用サイト、マイナポータルを利用する場合や、戸籍証明書等々を同時に取得する場合は無料といたします。

これ以外につきましては、本条例の改正に伴う番号のずれを整備したものでございます。

次に、附則において施行期日を令和6年3月1日から施行するものでございます。

河口議長 以上で議案第1号の説明といたします。
これから、質疑を行います。

河口議長 (な し)
質疑を終わり、これから討論を行います。

河口議長 (な し)
討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

河口議長 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(な し)

4 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号「令和5年度 土幌町一般会計補正予算[第10号]」を議題とします。

西 野 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

総務課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第2号、令和5年度 土幌町一般会計補正予算〔第10号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,854万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、89億6,685万9,000円に改めようとするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款1項7目環境対策費は、特定財源において企業からいただきました企業版ふるさと納税制度によるご寄附について、再エネ導入促進事業に充当する財源補正でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の改正に伴うシステム改修費用として、12節委託料に戸籍情報連携システム改修委託料364万1,000円を追加し、特定財源として戸籍情報連携システム改修補助金を、同額充当するものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、物価高騰に直面する低所得世帯に対する経済的支援、並びに冬期間の暖房費助成事業に係る追加給付を実施するための事務費として、10節需用費の消耗品費に10万円、11節役務費に郵便料等合わせて30万1,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金には、国の給付事業実施に伴い住民税均等割のみ課税世帯と、住民税非課税世帯を対象とした給付金の支給のほか、国の給付事業に該当しない世帯への町単独の給付金支給を含め、低所得者支援補足給付金として、総額2,000万円を追加するほか、19節扶助費には、臨時冬期暖房費助成事業扶助費200万円を追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金2,016万3,000円を充当するものでございます。

次に、7ページに移りまして、5目高齢者福祉施設費では、特別養護老人ホームにおける、タブレット記録システムの導入に係る費用等の増に伴い、27節繰出金に介護サービス事業繰出金61万9,000円を追加するものでございます。

次に、2項4目児童手当費では、令和4年度分の実績確定に伴う道への返還金として、22節償還金利子及び割引料に、児童手当負担金返還金244万9,000円を追加。

次の5目子育て支援推進費では、支給対象世帯数の精査に伴い、7節報償費に、在宅子育て世帯応援事業報償費20万円を追加するものでございます。

次に、4款1項2目予防費では、令和4年度分の実績確定に伴う国庫への返還金として、22節償還金利子及び割引料に、感染症予防事業費等補助金返還金13万9,000円を追加するものでございます。

次に、8款2項2目道路橋梁維持費では、除雪費用の不足に伴い、13節使用料及び賃借料に、重機借上料3,000万円を追加するものでござい

ます。

次に、10款2項1目学校管理費では、士幌小学校体育館ステージに設置された吊物設備の修繕費用として、10節需用費の修繕料に、495万円を追加するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。3項2目教育振興費では、中学校部活動の全国大会出場に係る助成額に不足が生じるため、18節負担金補助及び交付金に、全国・全道競技大会参加助成金104万4,000円を追加、21節補償補填及び賠償金には、共済補償金の増に伴い、日本スポーツ振興センター災害共済補償金40万円を追加するもので、特定財源として、日本スポーツ振興センター災害共済給付金40万円を充当するものでございます。

次に、5項1目社会教育総務費では、子ども交流センターの多目的トイレの改修費用として、14節工事請負費に126万5,000円を追加するものでございます。

次に、6項3目学校給食センター管理費では、学校給食センターのプレハブ冷凍庫やガス回転釜の修繕費用として、10節需用費の修繕料に143万3,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページを御覧願います。

特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみご説明いたします。

5ページの一番上、10款1項1目地方交付税の普通交付税に、4,413万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要の施策について、説明資料の3ページから掲載しております資料により、保健福祉課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

河口議長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業につきまして、保健福祉課長佐藤からご説明申し上げますので、議案の説明資料3ページをお開き願います。

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業でございますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面する住民税均等割非課税世帯に対する3万円及び7万円の給付事業に続き、今回新たに均等割のみ課税となる世帯に対しまして、非課税世帯への給付総額と同様となる10万円の給付を行うこととなりました。

また、これら非課税世帯及び均等割のみ課税世帯給付事業の支給対象者で、平成17年4月2日から令和6年3月31日の間に出生した子がい

る世帯に対しまして、子一人当たり5万円を追加給付し、経済的な負担軽減を図ることとされました。

つきましてはこれに伴い補正予算を提案するもので、支給対象者は基準日令和5年12月1日に土幌町に住民票がある世帯で、それぞれ記載のとおり見込んでいるところでございます。

また、12月補正で可決いただきました非課税世帯7万円給付事業及び今回の給付事業では対象条件として、「世帯の全員が課税者から扶養されている世帯を除く」とされたため、6月に補正いただきました非課税世帯への3万円の給付を受けていた世帯の一部が対象外となることから、説明資料下段のとおり、町単独事業としてこれを補完する給付を提案させていただいております。

なお、扶養条件により国の給付事業に該当しない世帯は、当該世帯を扶養している世帯において最低4万円の減税が別に図られておりますことから、12月に補正いただきました非課税世帯に対する7万円給付事業におきましては、扶養条件により対象外となった世帯に対しましては、4万円を差し引いた3万円を、今回補正で提案させていただいております均等割のみ課税世帯への10万円給付事業におきましては、扶養条件により対象外となりました世帯に対しましては4万円を差し引いて6万円の給付額といたします。

子どもの加算については国事業と同様に子ども一人あたり5万円とし、対象とする児童は平成17年4月2日から令和6年3月31日の間に出生した子としています。

最後にそれぞれの事業費及び事務費についての予算計上額は表の右に記載のとおりです。以上で説明を終わります。

続きまして、冬期暖房費助成事業（追加給付分）につきましてご説明申し上げますので、議案の説明資料4ページをお開き願います。

冬期暖房費助成事業（追加給付分）でございますが、冬期間の暖房費を助成し、一定所得以下の世帯の経済的負担軽減を図ることを目的とするものであり、この度は先般9月に補正可決いただいた臨時冬期暖房費助成の内容を見直しし、追加支給するものであります。

本事業はこれまで、灯油価格が高騰した年に限り支給してきたところでありますが、昨今電気等を含めたエネルギー価格が恒常的に高止まりしていることから内容を見直し、また既に支給済みの今年度分の助成金についても再度計算をし遡及して追加支給するものであります。

対象世帯は従前と同様ですが、助成額につきましては、算定期間を9月1日から10月30日とし、その期間での町内販売事業所の1リットル当たりの最高販売単価から、1リットル当たりの灯油基準単価として設定する80円を引いた額に対し、500リットル分をかけた額とし、現金で支給するものとします。

ただし、助成額が5,000円未満となる場合は支給せず、助成額の上限も20,000円といたします。

例えば、令和5年度の場合では、算定期間の最高販売単価が1リットル当たり126円だったことから、基準価格の80円を引いた46円に500リットルをかけて算出された金額は23,000円となります。上限額の適用により、20,000円が助成額となります。

今年度既に1世帯当たり15,000円が支給されていることから、今回補正により5,000円を追加支給するものといたします。世帯数は400世帯とし、事業費及び事務費についての予算計上額は記載のとおりです。

河口議長 以上で説明を終わります。

これから、質疑を行います。

河口議長 (なし)

質疑を終わり、これから討論を行います。

河口議長 (なし)

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

河口議長 (なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号「令和5年度 土幌町介護サービス事業特別会計補正予算[第4号]」を議題とします。

5 齊藤特老 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

施設長 特別養護老人ホーム施設長齊藤から、議案第3号 令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算[第4号]についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,950万6,000円に改めようとするものであります。

はじめに、歳出からご説明いたしますので5ページをお開き願います。

9節交際費については、土幌町弔慰規定に基づき特別養護老人ホーム入居者様がお亡くなりなった場合に、弔慰として支出する香典に不足が生じるため4万円を追加するものであります。

次に、介護現場での記録業務の効率化やサービスの向上を図るため、12節委託料では介護に係るソフトウェアを導入する委託料といたしまして74万9,000円を追加し、17節備品購入費では、タブレット端末及び無線機器を導入するものでありまして、106万4,000円を追加するものであります。特定財源といたしまして、介護ロボット導入支援事業補

助金 123 万 4,000 円、一般会計繰入金 61 万 9,000 円を充当するもの
あります。

歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省
略させていただきます。

河口議長 以上で説明を終わります。

宜しくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い

河口議長 申し上げます。

これから質疑を行います。ありませんか。

河口議長 (な し)

質疑を終わり、これから討論を行います

(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

異議なしと認めます。

藤 内 によって、本案は原案のとおり可決されました。

事務局長 以上で、本臨時会に付議された日程は全て終了しました。

河口議長 令和 6 年第 1 回土幌町議会臨時会を閉会します。

議場内の皆様、ご起立願います。礼。

お疲れ様でした。

(午前 10 時 21 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員